

2023年度名古屋市立大学医学系研究倫理審査委員会 委員名簿

Nagoya City University Institutional Review Board

	氏名	Name	所属	職名	倫理指針	IRB規定	GCP
委員長	サイトウ シンジ 齋藤 伸治	Saitoh Shinji	小児科	部長	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	イワサキ シンイチ 岩崎 真一	Iwasaki Shinichi	耳鼻いんこう科	部長	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	スギウラ マユミ 杉浦 真弓	Sugiura Mayumi	産科婦人科	部長	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	ニイミ アキオ 新実 彰男	Niimi Akio	呼吸器・アレルギー内科	部長	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	スズキ サダオ 鈴木 貞夫	Suzuki Sadao	医学研究科公衆衛生学分野	教授	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	アオキ ヤスヒロ 青木 康博	Aoki Yasuhiro	医学研究科法医学分野	教授	自然科学（医学・医療分野等）	(1) (6)	④
委員	ヤマザキ サユリ 山崎 小百合	Yamazaki Sayuri	医学研究科免疫学分野	教授	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	ヒビ ヨコ 白比 陽子	Hibi Yoko	薬剤部	薬剤部長	自然科学（医学・医療分野等）	(2)	④
委員	ミネ メグミ 峯 恵	Mine Megumi	看護部	副看護部長	自然科学（医学・医療分野等）	(3)	④
委員	ウサミ ツヨシ 宇佐見 剛	Usami Tsuyoshi	病院管理部医事課	医事課長	一般（研究対象者）	(8)	①
委員	トクナガ チアキ 徳永 智明	Tokunaga Chiaki	病院管理部管理課	管理課長	一般（研究対象者）	(8)	①
委員	ヨシナガ ワカ 吉永 和加	Yoshinaga Waka	人間文化研究科文化と共生分野	教授	人文・社会科学（倫理学・法学等）	(7)	④
委員	タカギ ヒロシ 高木 博史	Takagi Hiroshi	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター内分泌・糖尿病内科	講師	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	アラカワ アツシ 荒川 敦志	Arakawa Atsushi	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター産婦人科	第一産婦人科部長	自然科学（医学・医療分野等）	(1)	④
委員	イトウ ヒデミ 伊藤 秀美	Ito Hidemi	愛知県がんセンター研究所	分野長	自然科学（医学・医療分野等）	(6) (8)	②③
委員	スギシマ ユミコ 杉島 由美子	Sugishima Yumiko	中京大学法学部	教授	人文社会科学（倫理学・法学等）	(7)	②③
委員	アンドウ アキオ 安藤 明夫	Ando Akio			一般（研究対象者）	(8)	②③
委員	テラニシ ミチコ 等西 三千子	Teranishi Michiko	中京大学	非常勤講師	人文社会科学（倫理学・法学等）	(7)	②③
委員	シブヤ ヤスユキ 渋谷 恭之	Shibuya Yasuyuki	歯科口腔外科	部長	自然科学（医学・医療分野等）	(4)	④
委員	タジマ シオリ 田島 志緒里	Tajima Shiori	診療技術部臨床工学技術科	技師長	自然科学（医学・医療分野等）	(5)	④

<p>医学系研究倫理審査委員会</p> <p>(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者として医学研究科の教員 5名以上（研究科長及び病院長を除き、臨床系教員を少なくとも3名含む。）</p> <p>(2) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者として病院の薬剤部 薬剤師 1名</p> <p>(3) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者として病院の看護部 看護師 1名</p> <p>(4) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者として歯科口腔外科教員 1名 （医療機器又は再生医療等製品を対象とする研究の審査のみに出席するものとする）</p> <p>(5) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者として工学に関する専門家 1名 （医療機器又は再生医療等製品を対象とする研究の審査のみに出席するものとする）</p> <p>(6) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者としてヒトゲノム及び遺伝子解析等の研究に関する専門家 1名以上（ヒトゲノム及び遺伝子の解析等が含まれる研究の審査のみに出席するものとする）</p> <p>(7) 倫理学・法学の専門家等、人文社会科学の有識者 1名以上</p> <p>(8) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べる事ができる者 2名以上</p>	<p>GCP 区分</p> <p>① 非専門委員</p> <p>② 実施医療機関と利害関係を有しない委員（①に定める委員を除く）</p> <p>③ 治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない委員（①に定める委員を除く）</p> <p>④ ①～③以外の委員</p>
---	---